

農業協同組合

漁業協同組合

事業協同組合等

のみなさん!

商工会

商工会議所

NPO法人

のみなさん!

富山県が 地域団体商標登録を応援します!

地域の名称と商品(役務)の名称等からなる「団体商標」も対象となります。

補助金の 概要

出願に要する経費のうち、
・特許印紙代
・弁理士又は弁護士への報酬

の
2分の1
(上限10万円)

詳しくは

富山県庁 商工企画課 新産業科学技術班 tel:076-444-3245
富山県ホームページで「地域団体ブランド活用補助制度」を検索

地域団体商標とは!

4つのポイント

登録できるのは以下のパターンの文字のみからなる商標です

パターン1 例) ○○りんご、○○味噌

地域の名称 + 商品(サービス)の普通名称

パターン2 例) ○○焼、○○温泉

地域の名称 + 商品(サービス)の慣用名称

パターン3 例) ○○産みかん、本場○○織

地域の名称 + 商品(サービス)の普通名称
or
商品(サービス)の慣用名称
+
産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

※○○は、地域の名称を表示する文字。
※地域の名称には、現在の行政区画名ばかりでなく旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名なども含まれます。

1. 地域の名称と商品(サービス)の名称等からなる商標について、
2. 地域に根ざした団体が、
3. その構成員に使用させる商標であって、
4. 広く知られているとき



地域団体商標の権利者となることができる団体

- ①事業協同組合等の特別の法律により設立された組合
例) 事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合 など
- ②商工会
- ③商工会議所
- ④NPO法人
- ⑤上記に相当する外国の法人

新規

地域団体商標として商標登録を受けることができます!

このような商品やサービスが登録されています!



日本全国で商標の使用を独占できます

ブランド展開の最大の武器

他人による商標の使用を排除できます

半永久的に権利を更新することができます